

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第25号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第2条 条例第4条第2項の規定により提出し、又は提示する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次のいずれかに該当する書類

ア 運転免許証

イ 健康保険の被保険者証

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

エ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード

オ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書

カ アからオまでに規定するもののほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者であることを確認するため市長が適当と

認める書類

2 開示請求書を市長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された者であることを示すものとして市長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

(事案の移送)

第3条 市長は、開示請求に係る死者情報が他の機関から提供されたものであるとき、その他他の機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の機関と協議の上、当該他の機関に事案を移送することができる。この場合において、事案を移送したときは、市長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(死者情報の開示の実施等)

第4条 条例第12条第1項の規定による死者情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧するものは、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、汚損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反する者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示方法)

第5条 条例第12条第2項の規定による電磁的記録の開示は、新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年新潟市規則第 号）第3条の規定の例により行うものとする。

(送付等に要する費用)

第6条 条例第13条に規定する送付等に要する費用は、新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則第5条の規定の例によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第7条 市長は、条例第14条第1項の規定による諮問を行った場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。